

葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、社員等の仕事と生活の調和の推進に取り組み、又はその取組をさらに向上させようとする葛飾区内の中小企業等に対しアドバイザーを派遣する葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 常時雇用する労働者の数が300人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人等のうち葛飾区内に本社又は主たる事業所を置くものをいう。
- (2) アドバイザー 仕事と生活の調和推進に関し適切な助言を与えることを目的に、社会保険労務士等の専門知識を有する者から葛飾区長（以下「区長」という。）が選任するワーク・ライフ・バランス支援アドバイザーをいう。

(派遣対象企業)

第3条 アドバイザーの派遣を受けることができる中小企業等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上ふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (2) 過去に本要領によるアドバイザーの派遣を受けたことがないこと。
- (3) ワーク・ライフ・バランス（以下「WLB」という。）の推進に取り組み、又は取組を予定していること。

(派遣の申請)

第4条 アドバイザーの派遣を受けようとする中小企業等は、葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣申請書（第1号様式）により区長に申請するものとする。

(派遣の決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、派遣することを決定したときは葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣決定通知書（第2号様式）により、派遣しないことを決定したときは葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣申請結果通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 区長は、前項の規定によりアドバイザーの派遣の決定を受けた中小企業等（以下「派

遣企業」という。) にアドバイザーを派遣するものとする。

3 区長は、第1項の規定による派遣の決定をした後に、派遣企業が次の各号に掲げる事由に該当したときは、当該派遣を全部又は一部取消することができるものとし、葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣決定(全部・一部)取消通知書(第4号様式)により派遣企業に通知するものとする。

- (1) 派遣企業が派遣を受けることを辞退したとき。
- (2) 派遣企業が派遣を受けることが困難になったとき。
- (3) 派遣企業が第3条に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

(アドバイザーの選任)

第6条 区長は、前条第1項の規定による派遣の決定をしたときは、派遣企業の支援希望内容に適した専門知識、実績等を有するアドバイザーを選任し、葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー選任通知書(第5号様式)により当該アドバイザーに通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による選任をした後に、派遣企業が前条第3項の規定により当該派遣を全部又は一部取消したときは、葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー選任(全部・一部)取消通知書(第6号様式)によりアドバイザーに通知するものとする。

(アドバイザーの業務)

第7条 アドバイザーは、派遣企業に対し次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) WLB推進に関する意識啓発、助言及び法律等の情報提供
- (2) 職場環境整備に向けた提案
- (3) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)に関する就業規則の作成・改正の支援
- (4) 前各号に掲げるほか区長が必要と認めた業務

(報告書の提出)

第8条 派遣企業は、アドバイザーの派遣の受入れが終了したときは、速やかに葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業実施報告書(第7号様式)を区長に提出するものとする。

2 前項に規定する場合において、アドバイザーは、速やかに葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー業務報告書(第8号様式)を区長に提出するものとする。

(謝礼)

第9条 事業に係るアドバイザーへの謝礼金(事業に係る交通費、通信運搬費その他の雑費を含む。)は、派遣企業1社につき10万円とする。

2 区長は、アドバイザーが第7条第1号から第3号に掲げる業務を行い、葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー業務報告書(第8号様式)及び請求書(第9

号様式)の提出があったときは、前項の謝礼金をアドバイザーの指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(義務)

第10条 アドバイザーは、第7条各号に掲げる業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第6条の規定による派遣期間が終了した後も、また同様とする。

2 アドバイザーは、葛飾区職員と同様に、その職の信用を傷つけ、又はその職の不名誉となるような行為をしてはならない。

(委任)

第11条 この要領に定めのない事項のほか、この要領の施行について必要な事項は、総務部人権推進課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。